出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第二（第三条関係）	
在留資格	在留期間
［略］	
留学	四年三月を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
［略］	
家族滞在	五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
特定活動	一　法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者（本邦に在留する外国人の扶養を受ける日常的な活動を特に指定される者その他当該外国人に随伴する者であつて法務大臣が別に期間を指定する必要があると認めるものを除く。）にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月 ［二　略］ 三　一及び二に掲げる者以外の者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
［略］	

改正前	
別表第二（第三条関係）	
在留資格	在留期間
［同上］	
留学	四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
［同上］	
家族滞在	五年、四年三月、四年、三年三月、三年、二年三月、二年、一年三月、一年、六月又は三月
特定活動	一　法第七条第一項第二号の告示で定める活動を指定される者にあつては、五年、三年、一年、六月又は三月 ［二　同上］ 三　一及び二に掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては、五年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による申請等）	（電子情報処理組織による申請等）
第六十一条の三　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。	**第六十一条の三**　電子情報処理組織を使用して行うことができる法及びこの省令に基づく申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）は他の法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものとする。
［一　略］	［一　同上］